

人権施策等調査特別委員会

(令和5年10月18日)

○ 樋口博己委員長

おはようございます。

それでは、ただいまから人権施策等調査特別委員会を開きたいと思います。

インターネット中継のほうにちょっと今不具合がありますので、しばらく中継はしておりませんが、回復次第、中継をさせていただきたいと思います。

まず、傍聴にお一人の方がお見えになっていますので、よろしくお願ひします。

それでは、先回資料請求があったものから説明を求めたいと思いますが、まず、事務局のほうからお願ひしたいと思います。

○ 小山議会事務局主幹

まず、事務局より、会議用システムにアップロードさせていただきました資料について説明をさせていただきます。

資料は、会議用システムの今日の会議または事項書記載のフォルダにアップロードしておりますので、よろしくお願ひいたします。

002、参考資料（ヒューリアみえ提供資料）をご覧ください。

こちらの資料につきましては、前回の委員会の際に、公益財団法人反差別・人権研究所みえ——愛称がヒューリアみえでございますが——が作成している資料をそろえてほしいと副委員長より資料請求をいただいたことから、委員会終了後、議会事務局よりヒューリアみえの常務理事兼事務局長であり、三重県議会の差別解消を目指す条例検討調査特別委員会において参考人として出席されました松村様に連絡を取らせていただき、法令に関する内容と、差別、人権問題に関する基礎的な内容について、参考として提供いただいた資料になります。

議会事務局や理事者のほうで作成した資料ではないことから、内容に関する説明は省略をさせていただきます。

続きまして、003、参考資料（四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例、ハラスメント防止のための行動指針）をご覧ください。

こちらの資料につきましては、前回の委員会の際に副委員長より請求をいただいた資料になります。

本市議会におきましては、令和4年3月に、ハラスメントの防止等に関する条例を制定、施行後、先月の各派代表者会議におきまして、ハラスメント防止のための行動指針について確認をされております。

事務局からの説明は以上となります。

○ 樋口博己委員長

これに関しては、事務局からご案内のとおり資料提供を受けたということで、説明は割愛させていただくということになっております。

それでは、続きましては、理事者のほうから説明をお願いしたいと思います。

○ 川口総務部長

皆さん、おはようございます。総務部長の川口でございます。

本日、私どものほうから前回、第1回の委員会のほうでご請求のございました資料につきまして、8項目、14ページございます。こちらのほうを順次説明させていただきますので、どうぞよろしくご議論いただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○ 横山人権行政監

おはようございます。人権行政監の横山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、冒頭、委員長のほうから、後ほど細かい説明はまた西川課長のほうからございますけれども、この資料の一番初めの三重県の差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例と、これが昨年5月に改正施行されております。この改正施行されました背景をちょっと確認してほしいということでございましたので、私のほうから説明させていただきます。

この条例につきましては、以前は差別を解消しという部分がなかったものですから、人権が尊重される三重をつくる条例、これがもともとございました。

これが、やはり理念条例でございますので、もう少し実効性と申しますか、実務的に機能するようなそういった条例にしようというのが、議会のほうからそういったことがございましたもので、この2年ほど前から特別委員会を設置して、今回、この差別を解消しと

いうところも含めて、そして、相談体制、そういったところもスキーム、フローのほうにも含まれまして改正に至ったというふうに確認しております。

もともと何々の事象があったもんでこういうふうに条例を改正したというところにつきましては、ちょっとまだ確認中でございます、また、その辺が判明次第、改めて説明をさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。続きまして、西川課長のほうから全体的な説明をさせていただきます。

○ 西川人権・同和政策課長

おはようございます。人権・同和政策課の西川でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、委員の皆様からご請求をいただきました資料につきまして、説明のほうを申し上げます。

資料はタブレットのホーム画面から、今日の会議、人権施策等調査特別委員会、004、資料（第2回総務部）、こちらの14分の3ページのほうをお願いいたします。3ページでございます。

こちらには、川村副委員長からご請求をいただきました差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例に係る資料を用意させていただきました。

本条例は、旧条例の全部改正という形で施行がされております。

差別事案において、県が当事者間の仲裁役として介入できるようにした条例は全国初ということで、注目をされておるところでございます。昨年の令和4年5月に一部施行されまして、本年4月から全面施行となっております。

主な内容を紹介させていただきますと、まず、3ページ上段の1のところでございますが、条例の目的でございます。

不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることとされております。

そして3のところでございます。

基本理念でございますが、何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならないとして、禁止の規定が設けられております。

続いて、6の不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備のところござ

いますが、相談体制と紛争の解決を図るための体制について、規定がされております。

続いて、4ページと5ページのほうには、その相談体制と紛争の解決を図るための体制について、フローチャートが記載してございます。

4ページについてでございますが、まず、何か人権侵害行為を受けた場合には、県の相談窓口にご相談をいたします。そうしますと、県はそれに対して助言や調査、関係者間の調整を行います。それでも解決が期待できない場合は、相談者は県に対して助言・説示・あっせんを行うための申立てを行うことができます。申立てがあった場合、県は第三者から成ります差別解消調整委員会に対して、あっせん等の内容を諮問して、その答申に基づいてあっせん等を行うこととなります。そして相手方が、そのあっせん等に従わない場合は、意見聴取した上で勧告を実施するというような流れになってございます。

以上が簡単ではございますが、県条例の概略でございます。

続きまして、資料6ページと7ページをご覧ください。

こちらは、諸岡委員からご請求をいただいております同和対策事業等の人権施策に係ります国と市のそれぞれのこれまでの経緯を示したものでございます。真ん中から左側が国の動き、そして右側が市の動きということになります。

まず、左側の国の動きから見ていきますと、まず、1965年、昭和40年の同和対策審議会答申、いわゆる同対審答申でございますが、それから4年後に同和対策事業特別措置法が施行されまして、本格的に同和対策事業が始まることとなります。この特措法は、当初10年間の時限立法ということになっておりましたが、その後、法の延長や、法の名称を変えながら、最終的には2002年、平成14年に終了するまで、計33年間にわたって続くこととなりました。この間には、道路や住宅などあらゆる環境整備がなされまして、指定地区の生活環境は大幅に改善がなされております。

その後はしばらく空白の期間を挟むこととなりますが、平成28年には、部落差別解消推進法を含みますいわゆる人権三法が制定されまして、現在に至っておるという経緯でございます。

続いて右側の市の動きでございますが、先ほどの同対法の施行後には、現在の人権プラザの前身となります市民会館と教育集会所が開設されております。

その後、平成4年に市の人権尊重都市宣言が出されまして、平成9年には部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例が施行されております。この条例につきましては、資料8ページのほうに掲載をさせていただいております。

6 ページに戻っていただきまして、平成14年に同和対策事業の終了時には、各部局に同和行政推進監が設置されまして、同和行政をはじめとする人権行政を全部局に行き渡らせるための仕組みづくりがなされております。

続いて、平成16年には当時の同和対策委員会から、四日市市における今後の同和行政の在り方についてという答申が出されまして、以降、この答申に沿った形で本市の同和行政が進んでいくこととなります。

そしてこの答申から間もなく同和対策委員会の後を受けの形で、同和行政推進審議会が設置されまして、現在におきましても、本審議会において議論を継続していただいております。

資料の9ページと10ページには本審議会規則、11ページには現在の委員名簿を掲載させていただきます。

再び、6ページの一番下段まで戻っていただきまして、平成17年には、あらゆる人権課題について広く意見を頂戴する場として、人権施策推進懇話会が設置されております。

資料の12ページと13ページのほうに、本懇話会の設置要領と現在の委員名簿を掲載させていただきます。

本市では現在におきましても、同和行政につきましては同和行政推進審議会、人権課題全般につきましては人権施策推進懇話会におきまして、それぞれ外部の委員の方々から様々なご意見を頂戴しており、それらを各部局にフィードバックしながら各施策に反映していくという形で、全庁挙げた人権同和行政を進めておるところでございます。

なお、同和行政推進審議会と人権施策推進懇話会におけます審議や議論の内容につきましては、毎年2月定例会議会の各常任委員会の所管事務調査におきまして報告をさせていただきます。

同和対策事業等の人権施策の資料の説明は以上でございます。

○ 森人権センター所長

人権センター所長、森です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは14分の14ページ、差別関連事象について説明させていただきます。

資料請求に際しましては5年程度というお話でありましたけれども、ちょっとこれまでの傾向も含めて、10年程度の内容をまとめさせていただきました。

1でその内容を記載させていただきます。

詳細につきましてはもう記載のとおりでございますが、流れといたしまして、平成26年度につきましては、全国的に発生しておりました同和関係団体を名のる者からの機関誌の購入、これは、それ以前からもたくさん発生しております。また、その下にあります結婚問題に関するもの、これも全国的に聞かれているものでございました。

そして平成27年度、平成28年度と差別落書きが発生しております。これはやっぱり施設であるとか、このときは外壁でありましたけれども、そういったものに個人を誹謗中傷するための落書きがされていたものでございます。

その後でありますけれども、令和2年度、令和3年度とあるのがインターネット上の落書き、先ほどご説明いたしました壁とか建物に書かれておる落書きが、今はネット上の落書きというものになってきてございます。ネット上に書かれておる落書きにつきましては、コピーされたり、拡散されたりということで、なかなか建物へのものを消して終わりというわけではなく、それが拡散されてしまうという形での問題が発生しております。

また、最後、令和5年度の最後ですけれども、市内放送事業者が匿名投稿を基にした放映がありました。これも一種のメディアを通しての差別の拡散という形で、こういった形で差別に関する動きが変わってきているというのが大きな流れでございます。

そして2、連携先でございますけれども、差別事象が発生した際につきましては、県の地域防災事務所を通じて三重県人権センターに報告するとともに、津地方法務局四日市支局に報告し、連携し、対応に当たっているところでございます。

また、3、市の体制としましては、差別事象の状況についてということで、毎年人権施策推進委員会、これは委員長を総務部長、副委員長として教育監、人権行政監でございますけれども、その場におきまして、関係課長が寄っていただきましての報告であるとか、また、緊急に対応する場合につきましては、差別事象緊急対策特別委員会を設置し、その対応に当たっているところでございます。

この特別委員会につきましては、直近につきましては、この平成27年度、平成28年度の霞ヶ浦緑地での落書き事件、このときは、長期間かつ広範囲に行われたということで、この特別委員会を設置いたしまして、その対応といたしまして、関係機関、県も寄っていただきましての一斉パトロールをしたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 樋口博己委員長

以上ですね。

では、資料についての説明は以上でございますが、冒頭の事務局から説明がありましヒューリアみえの松村様からの提供の資料について、副委員長のほうでもし補足で何かありましたらお願いしたいと思います。

○ 川村幸康副委員長

分かりました。

これの2ページからずっと、差別、人権の基礎、基本ということの説明がなされていて、そして、あと、法治国家である日本の法体系、こういう形で、あまり意識せずに人間は生きていますけれども、こういう体系になっていて、その基はやっぱり憲法の中にある第14条で、法の下での平等という平等権がベースですと、こういうことを少し議会としてもまた、四日市市民にも押さえてもらう中で、特にやっぱり国際人権規約というのがあるんだけど、よくありますよね、核兵器の条約の批准をするしないとか、ああいう問題でも政治的な課題とあれの中でやり取りが行われていると一緒に、こういう地球上のそういう問題に対してどうするかというのが、大きくまずは、人権問題の環境の中にはあるというけど、ほぼ四日市で生きている人というのは、私も含めてですけど平和ですし、当たり前の中で生きていてあまりふだんは感じることはない。何か利害関係者が感情のぶつかりなり、利害関係がぶつかったときにそのキャップが外れて、ぴょこんと差別を含めて人権を侵害していくということが多いんだと思います。だから面と向かって、例えば障害者問題にしる、男女問題にしる、同和問題にしる、啓発はされていますので、日常の中では理性にキャップはされるんだけど、それが何か一たび利害関係がぶつかって何かすると、その中に外れて人を傷つけたり、人権侵害が起こるということなんです。

だからこの辺を特別委員会の中ではまずあるんだよということの定義の中で、そうしたら四日市のフィールドではどの辺までが具体策としてあって、どう行われてきたかという背景を振り返って、その中で今後、人権施策なり四日市行政の施策、仕組みはどうあるべきかというのが調査できたらなというふうに私自身は思っています。

それにとっては、これは一番基礎、基本を知る上での法体系の一番大本が書かれているんだらうなというふうには思っています。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ヒューリアみえの松村様というのが、理事者からも冒頭説明がありましたけれども、三重県で以前あった人権が尊重される三重をつくる条例、これを議員提案で新たな条例にバージョンアップするために参考人招致等で県議会にお見えになって、それで様々な意見聴取もしたという方が中心となった団体の資料提供ということでございますので、そういったご認識でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは理事者の説明等に対しまして、質疑等ございましたらお願ひしたいと思ひます。

○ 村上 暁委員

すみません、004の資料の4ページのところをちょっと見ていたんですけど、恐らく、相談者というのが差別された方で、相手方が差別をした方だと思ひんですけど、この申立てをして、全て相談者と矢印が行ったり来たりしてありますので、相手方に対しては何か県のほうからアプローチするというのは、このフローの中ではないのでしょうか。

○ 西川人権・同和政策課長

まず、このフローチャートで申しますと、②のところでございますけれども、助言、調査、関係者間の調整ということでございまして、こういったところでまずは相談を受けまして、相談者の方、それから関係者間の調整という中で、相手さんにも接触を図っていくというものでございます。

そして、それが整わない場合は、3番のところになりますけれども、相談者の方が申立てができるということになっておりまして、申立てがされた場合、その後、差別解消調整委員会のほうに諮問・答申という手続を経て、⑦で助言・説示・あっせん・勧告というような7番と8番で流れがございまして、こういったところで相手方へ何かしらの助言であったり説示であったり、場合によっては勧告であったりというところに至るケースがございまして。

以上でございます。

○ 村上 暁委員

分かりました。ごめんなさい、この相談者と相手方を大きく四角で囲ってあるここに対して、助言・説示・あっせん・勧告というのをやっているということですね。僕、ごめん

なさい、ちょっと相談者に行っていると思ったものですから、ごめんなさい、失礼しました。

○ 諸岡 覚委員

資料全般に係るところで、前から疑問に感じていたんですけど、いわゆる差別という事象が、本当に差別であるかどうかの認定というのは、その認定権者は誰なんですか。

というのは、私もよく言われるんですよ。いわゆる、今日話題になった部落問題というのは私ほとんど関わったことはないんだけど、例えば、外国人参政権の話なんかしていると、私は政治的意図をもってそれはおかしいという発言をするけど、それは差別だみたいなことをよく言われることがあるんですよ。私、全くそのつもりはないんだけど。

例えば、さっきのどこかの資料のほうで、差別の落書きがありましたとか、差別事件がありましたとかという資料を頂いているけど、それが本当に差別だったのかどうかというのは誰が判断して誰が認定する権限を持っているんですか。ちょっとそこをお聞きしたい。逆に、認定権者がいない、不明なのであるならば、なぜそれが差別と言えるんだということもちょっとお聞きしたいです。

○ 横山人権行政監

先ほど諸岡委員のほうからご質問いただきました。

その差別をどういうふうな形で決定していくかというふうな過程と申しますか、対応の仕方なんですけれども、一つには、まず、具体的にもう明確に差別的な文言、それについては、特に落書きなんかもそうなんですけれども、そこで本来差別的言葉というのが、法務省とかそういったところから、こういう言葉を使ってはいけませんよと、これは差別ですという明文化しているものもあれば、先般ちょっとありました放送事業者の、皆様のほうにもご案内させていただきましたが、あの場合も、一応、法務省等から出ています、こういう言葉を使ったらもう明確に差別ですよというところと、そうでない、言わばニュアンス的な含みがあるということも非常にその線引きが難しいところありまして、今回も実は、その放送事業者の放送内容も、どこまでが差別のマルかバツかと非常に悩んだところもございました。

これも一つは、まず、三重県のほうで差別事象関係者会議というのがございまして、今回ですと四日市市であったり、あるいは今回匿名のお話の投稿があったのが実は鈴鹿市民

ということを名のっておられましたので、そういうところの関係、行政の関係団体、関係機関が、三重県の招集の下に、三重県のほうも担当の人権センターの相談者であったり、三重県のほうの人権課であったり、そういったところの会議を持って、やっぱりこの意図としては差別であるというところを会議の中で決めていただいて、そこで、四日市市もこれは差別事象というふうに今回も判断させていただいて、皆様のほうにご案内させていただきました。

ですので、明確な明文化されているものもあれば、そうでない、今回もニュアンスとして差別と違うんかなとか、非常に差別の含みが多いと。そこも、これもうやっぱりそこは差別というのが、いろんな法務省の通知、依命通知等も踏まえた上で、その関係者会議を持ってそこで判断をさせていただいていますので、そういうような仕組みというふうにご理解いただきたいと思います。

○ 諸岡 党委員

そうすると差別かどうかを決めるのは関係者の会議、会議として決めるというんですね。

○ 横山人権行政監

そのとおりでございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると逆に言うと、資料の最後のほうに差別事件みたいな一覧を書いてもらったのがあったやないですか、落書きとか。何か微妙やなど、これ差別やと思うけれども、厳密に定義にはちょっと入ってないかなみたいなそういうグレーゾーンみたいなものは、結構あるわけですか。そういうのはどれぐらいの件数があるんですか。会議の結果、差別とはぎりぎり認定せんだけれども、差別っぽいみたいなのはどれぐらいあるのか。ここには書かれてないけど、差別とは言い切れないけれども、それっぽいみたいなやつ。

○ 森人権センター所長

どのくらいというのは、正直ちょっと件数の把握はしていませんけれども、ただ、本
当に落書きであれば、よく町なかにあるいわゆるアートの落書きも、何が書いてあるか

分からんけどどうやろうというのは相談を受けます。そういうようなものになると、もう明らかに判明ができやんもんで違うやろうというのがありますし、また、よくあるのが、例えば、明らかに子供が描いたような落書き、ただ、これに関しても、学校で何らかの問題が起こっていないかという形で、教育委員会と連携して対応はしていますけれども、子供同士のトラブルが発端ではないかという形で対応しておるものもありますので、一概には言えないですけれども、その数というのは、ちょっとすみません、統計は取ってはいません。

○ 諸岡 覚委員

今、差別の定義がすごく難しくなっているんだなというのはよく聞くんだけど、例えば挿絵なんかで、お父さんが奥さんに何かを指示しているような挿絵をすると、何で男のほうの方が優位なんだみたいな反発が来るもので、最近は女性が、奥さんが男性に指示をしているイラストに変えるみたいな、そんなことに気を遣っている本もあるというのを聞いたことがあるんだけど、何か認定が難しいですね。まあいいですわ。一旦終わります。

○ 川村幸康副委員長

行政がなかなか答えられない中にこの調査特別委員会をつくった意義があるかなと、私は思っているんです。

一番これを振り返る中で、今日も説明あったと思うんですけど、同和対策の答申があって、特別法があった間は、国の法体系の中で四日市市もそう自ら考えずに、対策事業なり、そういったものを進めてこれたし、やってきた。

これ、法が切れてからなかなか、今、諸岡さんが一つ尋ねられてもぱっと答えられないというところがあるんですわな。例えば、私ですと、皆さん多分当選しておったと思うんですけど、オープンバザールって、四日市のよというのに、よつという大きな平仮名で、よでつ、あれが出たときに、当地区の、四日市にもありますので、その地区の人たちから、やはり運動団体の人らからこれはおかしいやないか、何でその前に校正の段階で分からんやんやという話もあれば、私はあのときは、作ってから見たんですわ。そのとき私も当事者ですので、見たときに、そうやって言えば言えるし、でももうポスターとして制作してこれだけのお金かけたんならいいんじゃないかという思いも私はあった。やっぱり当事者

でもそれだけの開きがあるんですよね。そのときに私は行政側が、やっぱり作るときの一つの丁寧さはなかったわなと。もう少しそこは配慮しておればこういう曖昧さはなかったということていくと、行政が仕組み的にその辺のところも含めて考えがあったかなかったかというのが大事ですよということだけは指摘して、これ、あのポスター代はかなりの費用やったと思うんですけど、全部廃棄したんですよ。刷り直したんですよ。そうすると、それはまた別の問題を生むんですよね。そういったことを指摘したから、それだけの予算の費用が無駄に流れたと。

(発言する者あり)

○ 川村幸康副委員長

そう、だから、そうすると今度からはそういったことも言えなくなる風土もつくってしまうという。だから、2回行政としてはミスをしているよと。

まず、校正段階で気づかなかったこと、そして今度はそれを廃棄していく形の中でどうしたかということですよ。

逆に言ったら、言っている人にも説明をして、四日市のよっのつもりでやっているんだからこれには意図はなかったと。ただ、最近のこの社会は流れがあるので、基準が、やっぱり、言ったほうよりも受け取ったほうの側がそう思ったらというのが裁判例でもあるので、どうしても受け取った側が思ったら、それはやはりやらないらんとする傾きにはなってきたと思うんですよ。

私はよく聞かれるのが、諸岡さんのように差別されたというのはよく聞くけど、陽動されたとなかなか言われやんところがあると思っておって、結局、最終的には、例えば諸岡さんが私に対して差別的なことを言ったって私が感じやんだら感じやんのですわな、これ。川村さん、やっぱり大きな声で言うたらそんなこと思われるよと言ったって、感じやんだら感じやんのですわな。それとよく似たところがあって、最終的には、その人との会話の中でいくと、尊重してもうておるかどうかというのはやっぱりあると思うておるんですわ。人権尊重でも、ここでもいうあれでいうと。ということは尊重してもらえればその中にはないけれども、やっぱり、逆に言うと私でも思っているのは、尊重されていないとやっぱり大きな声で言うていくしかないと、それは、数の問題もあって。というところがあるのが、誤解も招くところもあって、その辺をうまく丁寧に説明しながらこれからはやってい

く必要があるなど。そこらに誤解も生むし、逆に当事者の人らもそこらに気を遣って思っていることも言えないという部分も多分にあると思うておるんですわ。

だから、そういったことをもう一度きちっと、いろんな形で言える。例えば女性でも、女性の平等を訴え過ぎると、またという意識、イメージを持たれるときと、いやそれ大事よねって聞く耳を持つときの場所がありますやんか。そこらをやっぱりこれからは工夫してやっていく。その辺の意識をどうするかといたら、やっぱり一つはこういう行政も含めて基となるような法なり条例がやっぱりないと、そこらがきちっと社会の仕組みに落ちやんのかなと私は思っておるのですわ、基準が。今まで私らも昭和ですから、昭和の世代から令和の世代へ来たら、また、違う感性と一般論の常識は、基準は変わってくると思うから、そういうことやね。ちょっとしゃべり過ぎた。

○ 樋口博己委員長

コンパクトにまとめていただいて。

ちょっと先ほどのよっということに関しまして、これ、まちなか元気づくり議員連盟で加納委員は副会長……。

○ 加納康樹委員

いや、平のメンバーで。

○ 樋口博己委員長

まちなか元気づくり議員連盟で発案してやっておりましたので、行政が最終的に責任を負うものではないという、議連のほうで確認して進めていったことですので。

(発言する者あり)

○ 川村幸康副委員長

それ、大事ですよ。それは議連がやった前にあるのさ、もう一つ前に。平成4年4月4日とか、何かのときにあるんですよ。あったんですわ。平成、4、4、4のときにもよっというのが一遍あったんですわ。だから私の父がおった頃に、平成4年のあれによってあったんですわ、あのときも一編。よう似たことが起きたわけですわ。

○ 樋口博己委員長

分かりました。ちょっとそれはそういうことで。

諸岡委員から問題提起がありました差別との認定、川村委員からこれは様々お互いの関係の中で受け止めて、受ける側の問題、どう受け止めるかという話もあったんですが、ちょっとこの辺のところで、各委員の皆さんでお考えをご披露いただけたらと思うんですが。

○ 諸岡 覚委員

最近、社会全般が物すごくいろんな分野で、別に差別に関する事じゃなくて、いろんな分野で細かいところに行き過ぎておるなという気がして、何か息苦しくなっているなど、私、感じるんです。例えばさっきの話でも、よっという話でいうと、例えば、今漫画でこれを持っていて、こういう、そっちから見ていると指が4本じゃないですか。これではちょっと指4本というのは差別っぽいから、こうやって持たなあかんわけですよ。漫画で描くときは指5本を出すように。そこまで気を遣うことなんかと。普通に持ったらこうだろうということ。

当たり前だけれども差別とかは駄目だし、人権というのは尊重しなあかんし、それも大前提であるだけれども、ちょっと普通の感覚ではついていけやんような細かいことを言う人たちが増えてきたなどは感じます。逆にそういう人たちが増えてきた分だけ余計に今、川村さんが言ったように反発する人も増えてきた気がしますね。

どっちのサイドも、もう少しゆったりとおおらかにせんと、何か社会が息苦しいなと個人的には最近思いました。一旦終わります。意見です。

○ 樋口博己委員長

加納委員、どうでしょうか。

○ 加納康樹委員

ここの特別委員会で何を目指すのかというところになるんだとは思いますが、それぞれ、諸岡さんの言うこと、川村さんの言うことはごもつともなことなので、そういうものを議会として市民の皆様に対してどのように議会からメッセージを送るのが、この委

員会の目的なんだろうなと思って参加しておるんですけど。

確かに、世の中が若干世知辛くなっておるだろうなというのは思いますが、だからこそメッセージとして特にやっぱり、今、この場ではインターネット上というところにある程度フォーカスしてもいいかなぐらい私は思っているんですが、いろんなことにはちゃんと気をつけましょう、川村さんが言うとおりに、お互い尊重し合えるようなところをどう議論していくかですね。私もちょっとまだ展開として思いついていないんですけど、そんな感じです。

○ 樋口博己委員長

水谷委員、どうでしょうか。感想でも何でも、今感じるところでもご発言いただければと思います。

○ 水谷一未委員

特別委員会で人権を扱うというところで、すごく幅が広過ぎて、私も資料を事務局の方が用意していただくというのをまだかまだかと、どういう資料が上がってくるのかと思って、昨日も夕方お電話いただいて上げましたということで、ただもうおうちに帰っていたので、今日朝印刷して見ていたんですけど、この特別委員会でどこまでの議論を議員としてすべきかというところで、ちょっと会派でもご相談させてもらって、やはり人権とか差別とはってなってくるとすごく大きな問題になってくるので、やはり何か一つの議題を上げて、それについて一個ずつしていったほうがいいのではないかというお話をさせていただいたのが一つあります。

なかなか差別とか人権は結構難しい問題だと思うので、そこを少しずつ1個ずつできたらいいなと私は思っております。

○ 樋口博己委員長

水谷委員、例えば、女性で今回4月に立候補するに当たって、よく女性の候補者が選挙運動中に様々セクハラを受けたとか、女性であるがためにつらい思いされたとかということも恐らく何かあったんだと思いますけれども、人権の中に女性もありますので、女性としての何かそういう生きづらさを感じたことって今まで経験ってありますか。もし差し支えなければですけど。

○ 水谷一未委員

今、特に思いつくことがないんですけど、女性としてというよりやはり何か母親としてとか、子育てに関してはやはりちょっと女性のほうがやっぱり担う役割がすごく多いのではないかという、そういう何か時代になってきているのかな。働かなければいけない、子育てもしなければいけない、あと家事で洗濯とかを、やはり女性が担っているということはまだ現在多くあると思いますので、そこに関しては少しやっぱりあります。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 村上 暁委員

自分は男で、特に外国人でもないという、いわゆるマジョリティーの側ですから、あんまり差別を自分が受けるという経験がなかったんですけど、今すごくいろいろインターネットの影響で、マイノリティーの方の意見をすごく聞く機会が増えたので、それを通じて、あっ、知らん間にこういう差別をしていたんだなということが、すごく今は分かる時代だなと思いましたので、本当にここ最近、何気なく発する言葉も気をつけるようになってきたかなというふうには感じます。

あと、さっきもちょっと漫画の話もあったんですけど、その文化、芸術の分野でわざと別に差別する意図じゃなくて、むしろ差別を糾弾するような意図で描かれる、そういう漫画とか本とか映画とか、そういうのではあえて差別的な言葉を使うキャラクターをすごく出してくるというところもあるので、一概にそれを全部排除するというと、かえってそれもおかしな方向になっていきますので、非常にこの辺は難しいと思うんですけど、今の世の中でいろんなマイノリティーの方の思いを聞く機会が増えているなというのは、これは僕はすごくいい流れじゃないかなとは思っているんですけど、その辺はやっぱり受け取る側がかなりそうやって受け取ってしまうと差別だということもあるんですけど、やっぱり発信する側も、差別の意図がなかったとしてもやっぱりこれだけマイノリティーの方の声を聞く中では、ある一定気をつける義務はあるんじゃないかなというふうに僕は思います。

以上です。

○ 諸岡 党委員

思い出した。この委員会で一つ言おうと思っておったことがあって、これもどっちが正解かって何とも言えやん見解の違いなんやけれども、私は団地に住んでいるわけです。団地というのは、市外県外から引っ越してきておる人が多いんですよ。それで、よそから来た人たちの声を聞くのは、四日市ってやたら同和教育が多いよねと。いろんなところにそういう標語のポスターも張ってあるし、学校なんかでもそういう保護者向けの教育があったり、プリントがあったり、私ら子供のときにこんな教育を受けたことがない、私の今の友達の鈴鹿の、桑名のどこどこのことを聞いても、こんなことをするところはないよ、何で四日市ってこんなに多いんやろうねというのをよく聞くんです。それは四日市がそれだけ先進的にそういう問題に取り組んでいるあかしでもあるんだけど、よそから来た人にしてみると、やたらそれに固執している四日市って何か変よねみたいな、そうやって思われている。いわゆるさっき川村さんが言ったように逆効果の面もあるんやなというのは感じたことが時々あるんです。よく言われるんですよ、団地に住んでおると。

この辺のさじ加減というのは、ちょっといろいろ考えてもいいかなと思います。どっちが正しいとは、私、よう言い切らん。四日市が先進的に取り組んでおるという証拠でもあるわけやで。それが、よそから来た人を見ると異様に感じるというのはあるらしいです。それだけちょっと情報で。

○ 川村幸康副委員長

今、諸岡さんが言われるようなことは、私の地元でもよく聞きます。そういったことも私にも言ってきてくれるということは、そうやって少しバリアもなくなって言ってきてくれるんだろうなとは思っているんですけど、ただ、私が今ずっと見ていて感じるのは、一つは人権侵害ってさっき言われた大勢と少数の話やと思うんですよ。少数のほうが大勢を差別したって効き目ないと思うんですわな。どっちかというとな数の問題でやったり、あとは社会的な状況とか、経済環境とか、地位とか、尊重されるかされないかによって差別が起きて人権侵害されているというところがあると思うんですよ。

だから、男女の問題なんかでいくと、どちらかというとな性別は違うんだけど、様々な今までの流れの中での男性優位社会の中でのということは、女性は逆に言うと優位じゃないという環境の中でずっと来たということを、今、見直しましょうという社会になったし、ここ最近やっぱり進んで健常者もいずれ高齢になっていけば、何がしかの身体的にも

障害が出たり、出なかったりもするけれども、自分もなるおそれがあるということの当事者意識の中でそうだねとか。一番分かりやすいのは、それはいいとは言わないけど、車椅子だったらどこでもバリアフリーで行けるような段差がないとか、分かりやすい話ですわな。だけど、障害者の団体の人から聞くと、それだけじゃないんだよ、私らが言っているのはというのは、それはよう分かるんです。もっと社会参加もって、幅広いことを言うし。そういったことでいくと、私の場合、四日市で進んだのは数の問題とっておるのさ。数。だからやっぱり同和問題なんかはやっぱり京都を中心に発祥して関西地区に多いわけで、圧倒的に三重県もその中では多い人口比。大体二、三%と言われておるんですよ。だから一番人権侵害される中で、一番数の少ない課題なんですよ。私はこれ、携わったんですけど、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす条例というのが四日市の文言にあるんです。なぜ部落差別をつけるのか、つけやんかが議会でも議論があったんです。そのとき私が主張したのは、いろんな人権問題があるけれども、唯一当事者になるおそれがないのは、部落の人間と結婚せんか生まれやんだらそれになるはずがないということの中で、根深い差別と、もう一つは違いによってする差別と、もう一個は、これ、私ちょっと言葉が適切な表現がないのであれなんだけど、無視されるというんですかね。子供の頃、餓鬼大将がおって、パン買って来い、何か買って来いと言われて、行かされるような人でも嫌やと言ったらこれを断れるんですわな。だけれども、あいつあんなのやでと言ってずっと無視されると、反論もないし手だてがないと。そうすると、シカトされて外されるわけですから、どうしようもないという中で、生活環境に置かれてきたんが同和問題の一番の課題かなと私は思っているんですわ。だから、自分の生い立ちも見ても、やっぱり私が生まれる頃はまだそういう改善事業も始まっていませんでしたから、軽トラ1台しか走れない道だったし、うちのところへ来たらそこでもう行き止まりなんですわな。あんな今の環境は全くなかったんで、そういう意味ではもう自分らだけで生きていく生活と、自分らの中だけでしか生活ができなかったという状況があったので、それが法ができて、結構私はある意味でいうと、そういう思いがあって四日市は熱心にしてもうた。それとやっぱり学校の先生が、そういったときに入ってきてくれた。だからある意味、教育の持論があると教育、例えば、教育の組合とかそういったところとのあつれきもあったりもしたんだろうけど、比較的私はそういう意味では四日市、三重県というところは同和教育も含めて、そういう問題を早くから力を入れてやってきた結果やと思っています。だから逆にいうと、違うところから来ると異質に映る、そこはあるんだろうなとは思っています。

だから悪いとは思わんけど、私は。ただ、それをもっと丁寧にやっていかんと、逆の目もあるというのは確かやと思います。

以上です。

○ 樋口博己委員長

四日市の地域性というのが、結果としてそういうふうな政策として、施策として表れているんだと思いますけれども、全国的にはもう様々な地域の差があるかと思ひますし、三重県の条例を紹介いただいておりますけれども、やはり三重県が第三者機関を設置して取り組むと、差別の改善に取り組むというところは全国初という説明があったところなんですけど、やはり三重県がそういう意味では地域性があるって、必要性に迫られたということなのかなと思っております。

資料の確認等も含めてご発言ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

○ 加納康樹委員

今日の資料は別に確認をさせていただくということで特段何も聞こうとは思わないんですけど、1点、もし理事者の中で参加された方があれば教えてほしいんですけど、ちょうど先週末に四日市市地区で三重県人権・同和教育研究大会って開催をされていましたが、そういうのには絡んでいらっしやらないのか。どなたか参加された方はいないんでしょうか。

○ 横山人権行政監

私、参加させていただきまして事務局のほうの位置にもございますし、ほかにも人権部局のほう、当然メインは教育委員会のほうの人権・同和教育課の職員もそうですし、それとあと人権センター、人権・同和政策課の職員もスタッフのほうとして参加もさせていただきましたし、あるいはほかの一般職員も、あるいは聴講する側としても参加はさせていただいております。

○ 加納康樹委員

なので、ちょうどタイムリーに先週末にあったので、その辺でどういうテーマがあってどういうふうな討議がされてとかというのも、別に今日というのは無理かもしれませんが

ど、ここの場で議論する資料としては適なのかなと思ったりはしています。

○ 樋口博己委員長

今、簡単にちょっと少し説明できる部分ありましたら。また、改めて、まとめて資料を求めたいと思いますが。

○ 横山人権行政監

では三重県人権・同和教育研究大会の資料のほう、概要版って形でよろしいですかね。というような項目があったとか。

(発言する者あり)

○ 横山人権行政監

冊子物があります。冊子物ですね。結構分厚い、それを用意させていただく感じですかね。

○ 樋口博己委員長

正副委員長で相談させていただいて。

○ 横山人権行政監

よろしく願いいたします。

○ 樋口博己委員長

今、口頭で簡単に内容、よろしいですか。

○ 加納康樹委員

もしエッセンスだけでもよろしかったら。

○ 萱苗人権センター副参事

人権センター、萱苗でございます。どうぞよろしく願いいたします。

三重県人権・同和教育研究大会、8年ぶりに三泗地区で開催されました。これに向けて12回のプロジェクト会議を開き、昨年から準備を進めて、地元報告ということで進めてきております。

1日目の地元報告ということに関しては、これまでの取組を振り返り、新たな一步を踏み出そうではないかということテーマにして、3町、朝日町、菰野町、川越町も含めて四日市市の団体、6団体、それから中部中学校さんの吹奏楽も含めて、それから北勢地区の人権推進活動に携わる高校生が司会も務めながら、1時間45分間の間で報告をさせていただきました。

それでは、その中では部落問題を中心に、これまでの……。

○ 樋口博己委員長

すみません、ごめんなさい。

ちょっと諸岡委員がトイレ行かれましたので、ごめんなさい、大事な部分だと思いますので、ここでちょっと10分間休憩させていただいて、ごめんなさい。ちょっと大事な答弁だと思っておりますので、一旦ここで休憩を取らせていただきます。午前11時5分から再開をさせていただきたいと思っております。

10 : 56 休憩

11 : 06 再開

○ 樋口博己委員長

それでは、定刻になりましたので、人権施策等調査特別委員会を再開させていただきたいと思っております。

なお、インターネット中継はまだ復旧をしておりませんが、録画はしておりますので、後ほど配信をさせていただくということをご了解いただきたいと思います。

それでは、改めまして萱苗副参事からの答弁からお願いしたいと思います。

○ 萱苗人権センター副参事

よろしく申し上げます。

先ほどの質問にありました三重県人権・同和教育研究大会の三泗地元報告ということで、少し説明させていただきます。

地元報告を担当させていただいておりまして、1日目、地元報告と全体会が行われました。地元報告では、6団体の団体さんと、高校生の司会者、それから中部中学校の吹奏楽で構成して報告をしております。四日市市、朝日町、川越町、菰野町で報告をさせていただいております。

新たな一歩、未来を信じて、これまでの確かな歩みをつないでということテーマに、これまでの人権教育、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取組の報告と、これからの思いや願いについて報告が行われました。

これは四日市市文化会館で行われて、地元から810人の参加があったと聞いております。あと7地区についてはオンラインでつないで、放送をされております。

2日目につきましては、三重県中の職員が集合型で、四日市市、それから朝日町、川越町、菰野町の施設を利用しまして2500人が集ったというふうに聞いております。それぞれの報告者の反差別の取組を報告して、集まった人たちで意見交流をし、これからの実践につなげていこうということで、活発な意見討議が行われたというふうに聞いております。

説明は以上でございます。

○ 樋口博己委員長

全体の内容は、また、改めて正副委員長で理事者と相談させていただいて、資料として、次回提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

他にご質疑ご意見等ございましたら。

○ 川村幸康副委員長

第2回ですので、取っかかりに今まで四日市市がしてきたことの資料なり、または、具体的にどういう課題があつて差別が起きていてというようなことを知ってもらうことの意図という形のものだったと思うんですよ、今回。

一番今難しいのはそういう意味では、差別事象があつてもそれを広く周知することの仕組みがなかったり、先ほど諸岡さんが言われておつたような、それをしたほうがいいのかしないほうがいいのかという判断。そうすると、一般の人の中には、多数の人には差別が見えなくなると、もうないのと違うのと。そうすると諸岡さんが言われた、たくさんいろ

んなところから引っ越してきた団地の中の人たちは、四日市は特化してやっているよねという形になるんだろうけど、これがもしその人たちに差別事象がもうこんなぐらいあるんだよということが分かれば、逆に言うと取り組まないといけない問題だね、課題だねと、人権侵害がいまだに行われているんだねという話になると思うんです。だからそこらをもう少し明らかにしていく部分のところの仕組みが私は要ると思っています。

今般、CTYさんで放送された件でも、当初行政側はCTYさんと行政側との間での話で、CTYさんにもそういうチェック体制とか、放送するときのあれがなかったということの説明は行政側にあったらしいんだけど、今度、行政側がそれをそうしたら当該地区に知らせるときには、その長ですよ、四日市でいうと自治会長さんに知らせた、こういう経過があるんだけど、そうすると部落問題の場合は、その地域とその周りとの関係が一番部落問題が起きるんですわ。極端なこと言うて、四日市の人間が、反対のアメリカの人に差別されたって怒らんですわな。これ、四日市の人間が、鈴鹿市や桑名市にばかにされると怒りますわな。極端なことを言うと、分かりやすく言うと。そうなる、今、地域地域単位で同和活動の協議会がありますやんか。その中で、うちの地域にある周りの神前という、自治会体がこれ神前地区として共有せなならんでしょって逆に行政側を動かすような提案というか、そういうことになっておるんですわな。だから逆に言うと、行政側のほうがもう一度それをどうトライして考えるかということなんですわな。だからよく人権問題であるのは、寝た子を起こすなという話があったり、臭い物には蓋をすというやゆの中でやる話もあるんだけど、今、現実にはネットとかを見なければそういうものも見ないんだけど、ライブでも行われているようなことが、なかなか周知していいものなのか悪いものなのかも含めて、そういったことが伝わる仕組みが今、四日市市にはない。行政判断の中で、どちらかという、寝た子を起こさんと行こうかというスタイル。それはやっぱり私も思うのは、地域の活動をして熱心にもらっている人たちが、逆にそれはそれを一つきちっと表へオープンに出して、そういう課題があったということを知らしめることのほうが、同和問題の理解が進むんやないかという話で来ているということですよ。そのときに諸岡さんが言うようにあおるほうもあると思うんですよ、こんなことがあったということを逆に利用する人もおるかも分からないけど、やっぱりそれは許さない。こうやってやっていこうというふうの一つの流れを調査しながら、皆さんとそういう意識共有を図りながら、最終的にはいろんなところで四日市行政が今停滞している。これ、部落も含めてですけど、人権問題できちっと解決していきましょうというような仕組みづ

くりをする。

そのためには、これもう飛躍するか分からんですけど、今、タイムリーやもんで、タレント問題でええのか、オブラートに、ジャニーズ問題って言うてもいいですかね。いいですわな、もう社会的になっておるで。ジャニーズの問題でも、最初はあれはなかなか動かんのですわな、社会もあれも。内向きやったという反省の弁も、代表者の人は言っていますけど、結局あれでも、第三者の検討委員会で何か立派な方が見えましてやん。きちっと理路整然と、ジャニーズ事務所の問題、課題を洗いざらい出して追及した人が。ここを直さなきゃ駄目だと。やっぱりあれ、外部から言われて初めて理解するというのがあるので、内部だけで、行政だけでやろうとするとなかなかそこが進まないところ、課題があっても。何となくやってないことはないよねって、これはこういうことで対応しているよねって行政内でいくと、もう解釈の仕方を変えながら言葉を換えながら議会に説明されるとなかなかうまくいかないなど。だから私も、できれば最終的に調査特別委員会の中で、ああいった問題が起きたときに、外部からきちっと意見を言っていたらいいような形のものがあつたほうが、世の中は進んでいくのかなと思っています。

諸岡さんが言われるように世知辛い世の中になってきた中で、そういった形のものがあれば、そこできちっと第三者的に判断してもらえる機関をつくっていく。それになるまた元を生むものがないもんで四日市は、理念条例しか。具体的な人権施策をきちっと作り出す。そして、長くなりますけれど、もう一つあるのが、それをつくる委員構成って、みんな四日市市民全部30万人でつくるわけにいけないので、誰を代表者として送っていくかということが物すごい大事なことです。そのときに、そういったものをつくるのに、やっぱり当事者意識は入らないかんと思うけど、私が見る限り部落問題の場合だと、なかなか言葉をもって説明する人ってあんまりたくさんいないんですよ。だからそういう意味でいくと、ある程度その任に応えられるような人をメンバーとして入れていきながら、第三者的なものをつくって、人権施策も、女性なら女性の問題でも、障害者なら障害者の問題でも、具体的な施策をつくれるようなものを、この調査特別委員会の中で、議会の皆さんから賛同が得られれば、意思統一して行政側に報告書としては出していただけたらなというふうには思っています。

(発言する者あり)

○ 川村幸康副委員長

そういう調査、だから要は、今で言うと人権施策推進懇話会はあるんだけど、そうしたら、どうしてこれが進まないのかとか、部落差別なり障害者差別が起きたときでも、なかなかそれをきちっと皆さんに知らせたり、議会に知らせたり、市民に知らせる中で、啓発しているかというとなかなかないし、一遍それはどこに課題があってできないのかということをやっぱりこの委員会の中では調査してやりたいなど。それをきちっとまとめて報告したい。

一つやっぱり私らも、今の委員のメンバーだけでは限界があるならば、三重県議会のように、今回だと先ほど言った松村さんも含めて、いろんな方の学識なり経験、知見を持つ人に参考意見としてやっぱり聞くというのも一つの流れかなとは思っています。

以上です。

○ 諸岡 党委員

私ちょっと勉強不足であれだけど、今、川村さんの話だと、四日市のまだここが足らんよね、ここが問題だよねというところをこの委員会で洗い出して、最終的には行政に何らかの意見書を出せばってそういう話だったじゃないですか。

実際問題として、私の感覚やと四日市ってかなり全国トップレベルぐらいでこの手の問題に熱心にやっておるイメージはあるんです、私の中では。まだあれが足らん、これが足らん部分というのがやっぱり川村さんの目には見えておるわけなんですか。今日、それを何ですかという、そこまで今日は聞かん、まだ会議がいっぱいあるので、またおいおい教えてください。

○ 樋口博己委員長

今、副委員長から、特別委員会の着地点、このような議論のまとめ方の一つの手法を提示いただいたんだと思っておりますが、一つは第三者機関、外部からの目が届くような、そういう機関を設置することも大事じゃないかという視点があったかと思います。それはどのようにするのか、どのようなものがあるのかというのはまたこれも議論なんです、また、一方で審議会、この人権施策推進懇話会であるとか、同和行政推進審議会、これが様々な審議会に市議会としては参画しないということを確認されて、全ての会議体に出ておりませんので、そういった中で各常任委員会所管で報告はいただくと、そこで質疑をす

るということになっておろうかと思いますが、その辺のところも、やっぱり参画すべきではないかということも言われたんだと思います。

こんなことも含めてちょっと議論させていただきたいなと思っておりますが、事項書の中では今後の進め方にも入ってきておるんですが、特別委員会の着地点のイメージなんかもう少しご意見をいただけたらなと思うんですが。

○ 加納康樹委員

川村副委員長が言ったような問題点を提起して、行政側に報告を投げるのも着地点と思うんですが、回数もいっぱいあるので、私の思いとしては、もういっそのこと差別をなくすことを目指す条例調査特別委員会に巻き替えて、議員提案条例もありかなとは個人的には思っています。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

水谷委員、どうですか。様々な人権の範囲が広いというご発言もあったところなんです。

○ 水谷一未委員

なかなかまとまてはいないんですけど、やはり勉強不足で、知識不足というところが今、出ているので、もっといろいろ細かいこと言うと、ちょっと朝、いろいろ調べてはおったんですけど、全国部落解放運動連合会とか、そういう連合会みたいなのが何個かあるというところもいろいろちょっとお聞きして、そういうところからもちょっといろいろ勉強はさせてもらわないとなかなか人権に関して、まだまだ私の中で討論することが難しいので、一旦、人権の中での条例をつくるにしても、ざっくりというか、やっぱりどこかを何か決めないとつくっていくことは結構難しいのかなというように、今回2回目だったので、そこを皆さんとちょっと議論して決めていけたらなと思っております。

○ 樋口博己委員長

先ほど水谷委員から発言ありました全国部落解放運動連合会とか様々な団体があるということでしたので、次回ちょっと理事者とも正副委員長で打合せをさせていただきながら、

その資料も整理をさせていただきたいと思います。

村上委員、どうでしょうか。

○ 村上 暁委員

僕も部落差別の問題も社会の授業で習ったことしか知らないんですが、いわゆる江戸時代に士農工商以外に無理やりその時の行政がつくったという、その知識にとどまっていたんですけど、今、ちょっと休み時間にいろいろお話をお聞きして、またほかにもあったんだなということで、すごく同和問題について学んできたつもりでもそれだけやっぱり知識がないというのは感じましたし、先ほど川村委員が言われた無視されることのつらさという、そういうことというのはやっぱり普通の授業では習わないようなそういうことというのは、聞くとああやっぱりそうなんだなと、だからこそすごく差別というのは当事者にとってはつらいものなんだなというのを本当に感じましたので、やっぱり非常に進んでいるとはいえ、僕もずっと四日市に住んでいたんですけどその程度の知識なので、さらに進めるべきだという川村委員の意見には非常に、それが四日市の差別解消の施策にはすごく役立つと思いますので、課題を洗い出していくというのは、すごく大切だと思います。

以上です。

○ 諸岡 覚委員

今、川村さんの言われたことや、加納さんの言われたことというのはよく分かる話で、ただ、私はどちらかというとな水谷さんに近い意見で、着地点はそういうのも念頭に置きながら、現段階では着地点というのはあえて決めずに、そういうことも視野に入れながらのところで、ちょっともう少し勉強、議論を深めていきたいなというふうに思います。

私はどっちかというとな、例えば、部落解放同盟の話が今出たけれども、そっち方面の専門家の方の見解とか、それは別に本人に来てもらうのでも文書でもええんですけども、そういう勉強もしたいし、同時にもう少し違う視点の、例えば学者さんで、日本の差別教育の課題みたいな、こういう差別教育を今、日本ではしているけれども、こんなことをやっておいたらいつまでたってもあかんよみたいな、そういう現状に対する批判みたいなものは絶対どこかにあるはずなんですよ。そういうものも勉強してみたいなと。今、四日市がこの方向でやっているけれども、果たしてそれが本当にいいのかと。私はそれでええと思っておるかも分からんけれども、違う専門家から見たらそんな教育をしているうちはい

つまでたっても差別はなくならんぜというのものもあるかも知らんので、私は基本的に何でも一を聞いて断ずるなどというものの考え方をするので、あまり一方の意見ばかりに偏らずに、多方面からの視点でちょっと議論をしたいなど、勉強してみたいと思います。着地点はちょっと留保したまま、その辺は視野に入れながらもという感じで。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

私も先般の正副委員長のレクの中で、様々な協議の中で学ぶこともたくさんありますので、諸岡委員も先ほど発言されましたが、しっかりとした資料も準備させていただきながら、参考人招致もちょっと先般の正副委員長レクの中では視野に入っておりました。やはり、現場の最前線の方のご意見もいただきながら、四日市としてどうすればいいのかというのを導き出したいというふうに思っておりましたので、今日のご意見を踏まえて、また、正副委員長でしっかり協議してご提示をさせていただきたいと思います。

何となく、今日、意見も出していただきながら、方向性というか、少し見えてきたのかなと思ったんですが、その上でご発言がございましたら、お願いしたいと思います。

○ 川村幸康副委員長

加納さんからいろいろ、加納さんはどちらかという到着地点を見据えながら、それでもいっぱいあるでどうしていくか、絞っていくかとかという話もあったと思うんですけど、諸岡さんからは、もう一個聞きたいんですけど、それを言うと話が長くなるという話があって、実は、同和対策特別措置法ができて、答申が出て、33年間やってきた。実は、例えば部落問題に特化していくと、33年間の成果と、要は一番ビッグプロジェクト、国がやってきたプロジェクトですよ。その取り残された課題とか、現状がどうなっておるのかというのがあるんです。例えば、大きく知ってもらう意味でいくと、総額どれぐらいの四日市市における、国でもいいんだけど国ベースより四日市ベースのほうが分かりやすいと思うので、四日市のフィールド内にどれぐらい同和対策事業として行われて、どういったことをやってきたかというのがある程度数字的にデータで把握できると、私は分かりやすいのかなと。

なおかつ、例えばもし資料があればですけど、当時の地域はこんなだったのが、これぐらいに変わったんだよというのが分かれば、それは目に見える形で議員にも、税金をそ

こへ集中投下したけどある一定の意味があったねと。ただ、今、部落差別解消推進法が出たみたいに、まだまだあるよという形の中で、そうしたら見た目は解消されたんか、見た目もまだ解消されてないのか、住環境が、もしくは教育環境が改善されてないのか、そういったところの対比、33年間やってきた成果と課題、これをきちっと目で見える形のデータで少し、そんな膨大な資料は要らないので、概算でもいいんで、例えば、住宅整備事業にこれだけやったとか、住環境の下水道含めた上水道にこれぐらいだったとか、それから道路行政ではこれぐらいの費用を使ってこうやってやったとか、その辺がもし資料としてあるなら出していただければ分かりやすいんじゃないかと。

○ 樋口博己委員長

ほかに何か次回にこういった資料という請求がございましたら。よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、ちょっと資料に関しては正副委員長と理事者と相談させていただいて、まとめさせていただきたいと思います。

今日の議論はこの程度で収めさせていただきまして、次回は11月2日の木曜日、午後1時30分からとなっておりますので、これも2時間程度予定をいただきたいと思います。

その後の日程も確保させていただいておりますけれども、ちょっと今日、参考人招致ということも出てきておりまして、どなたを招致するかということもこれから皆さんで確認をさせていただかんとかあかんのですが、そういった流れの中で、この日程以外にもちょっとご相談して、可能であれば設定しながら、参考人招致という場面もつくっていきたいと思っておりますので、その辺だけご了承いただきたいなと思います。

では、今日のところはこれでとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、これで人権施策等調査特別委員会を閉じさせていただきたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

11 : 29 閉議